

官報

号外 昭和三十八年五月十七日

○第四十三回 参議院会議録第二十号

昭和三十八年五月十七日(金曜日)

午前十時二十九分開議

議事日程 第二十号

昭和三十八年五月十七日

午前十時開議

第一 地方行政連絡会議法案(趣旨説明)

第二 砂防法の一部を改正する法律案(稲浦鹿藏君外一名発議)

第三 採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 同 外務委員 中村 順造君
大蔵委員 戸叶 千葉 信君
加藤シヅエ君
戸叶 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 戸叶 武君
中村 順造君
加藤シヅエ君
千葉 信君

大蔵委員 同 外務委員

予算委員 中村 順造君

野田 俊作君

事及び指定都市の市長のほか、関係のある管区行政監察局長、管区警察局長、財務局長、地方農政局長、営林局長、通商産業局長、陸運局長、海運局長、港湾建設局長、地方建設局長等おむね数府県の区域を管轄区域とする国の方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な関係を持つて、その他の機関の長で構成するものとしております。

第二に、会議の構成員は、協議のととのつた事項については、これを尊重して、それぞれの担任事務を処理するよう努めるものといたしまして、連絡協議の成果を、国、地方公共団体の行政に反映させるようになしております。

次に、連絡会議と関係行政機関等との関係につきましては、連絡会議は、求めることができることとすることとに分けて、それぞれの都道府県知事のとし、また、連絡会議は、必要に応じて、関係大臣、公共企業体等の長に対しても意見を申し出ることができます。のとするとともに、関係大臣は、所管事務について連絡会議の意見を聞くことができるなどいたしました。

最後に、連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他連絡会議の運営等に關して必要な規定を設けた次第

以上が地方行政連絡会議法案の趣旨及びその要旨であります。(拍手) 説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。占部秀男君。

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されました地方行政連絡会議法案につきまして、池田総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

この法律案は、地方公共団体が、国の方行政機関と連絡協調を保ちながら、地方公共団体相互間の連絡協同をはかることによって、地方における広域にわたる行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、地方自治の広域的な運営を確保することを目的としておりります。そのために、全国を九ブロックに分けて、それぞれの都道府県知事と、六大都市の市長、これに国の出先機関の長を加えた連絡会議を設けようとするものであります。

しかし、この法案の内容を検討しますと、新たに設けられる連絡会議は地方団体の機関であり、その会議の性格も、連絡と協議の範囲を出ておりませんし、伝えられた自治大臣の調整事項についての権限も削除されておるのであります。一言にして言うならば、知りません。

まず、提案された真意について、條文等に關して必要な規定を設けた次第の趣旨説明に対するものであります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対するものであります。この程度のものであれば、たとえ法律上の根拠はないとしても、現行各ブロックごとに行なわれております知事会と、事实上には同じものであります。ただそれに、国の出先機関の長をオブザーバーとして参加させただけのものを法制化したすぎないのであります。したがって、国と地方団体との間の制度的な関係と財政的な関係の現状から見ましても、政府の言ふような地方団体間の広域的な運営を確保することを目的としておりません。問題は、広域行政を推進するその仕方にあるのであります。地方団体の区域をこえた協同処理のあり方については、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきものであると考えます。広域行政の推進を名として、団体の区域をこえた協同処理のあり方を強化し、國の権限拡大をはかる建設省の新設等々と相まって、広域行政の中央集権化への政府の底意を明らかに立証したものであると考えるのであります。

一体、住民福祉を守る地方自治の本旨に沿って広域行政を促進するために、地方団体の現状から見ましても、何よりまず必要なことは、國の事務、事業を大幅に地方に委譲し、國と地方団体との間の事務、事業の再配分を

も、連絡と協議の範囲を出ておりませんし、伝えられた自治大臣の調整事項についての権限も削除されておるのであります。一言にして言うならば、知りません。

第二に、池田総理にお伺いをいたしましたが、なぜかような質問をするかといふのであります。この程度のものであれば、たとえ法律上の根拠はないとしても、現行各ブロックごとに行なわれております知事会と、事实上には同じものであります。ただそれに、国の出先機関の長をオブザーバーとして参考させただけのものを法制化したすぎないのであります。したがって、国と地方団体との間の制度的な関係と財政的な関係の現状から見ましても、政府の言ふような地方団体間の広域的な運営を確保することを目的としておりません。問題は、広域行政を推進するその仕方にあるのであります。地方団体の区域をこえた協同処理のあり方については、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきものであると考えます。広域行政の推進を名として、団体の区域をこえた協同処理のあり方を強化し、國の権限拡大をはかる建設省の新設等々と相まって、広域行政の中央集権化への政府の底意を明らかに立証したものであると考えるのであります。

まず、提案された真意について、條文等に關して必要な規定を設けた次第の趣旨説明に対するものであります。この程度のものであれば、たとえ法律上の根拠はないとしても、現行各ブロックごとに行なわれております知事会と、事实上には同じものであります。ただそれに、国の出先機関の長をオブザーバーとして参考させただけのものを法制化したすぎないのであります。したがって、国と地方団体との間の制度的な関係と財政的な関係の現状から見ましても、政府の言ふような地方団体間の広域的な運営を確保することを目的としておりません。問題は、広域行政を推進するその仕方にあるのであります。地方団体の区域をこえた協同処理のあり方については、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきものであると考えます。広域行政の推進を名として、団体の区域をこえた協同処理のあり方を強化し、國の権限拡大をはかる建設省の新設等々と相まって、広域行政の中央集権化への政府の底意を明らかに立証したものであると考えるのであります。

次に、提案された真意について、條文等に關して必要な規定を設けた次第の趣旨説明に対するものであります。この程度のものであれば、たとえ法律上の根拠はないとしても、現行各ブロックごとに行なわれております知事会と、事实上には同じものであります。ただそれに、国の出先機関の長をオブザーバーとして参考させただけのものを法制化したすぎないのであります。したがって、国と地方団体との間の制度的な関係と財政的な関係の現状から見ましても、政府の言ふような地方団体間の広域的な運営を確保することを目的としておりません。問題は、広域行政を推進するその仕方にあるのであります。地方団体の区域をこえた協同処理のあり方については、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきものであると考えます。広域行政の推進を名として、団体の区域をこえた協同処理のあり方を強化し、國の権限拡大をはかる建設省の新設等々と相まって、広域行政の中央集権化への政府の底意を明らかに立証したものであると考えるのであります。

はつきりさせることと、それに見合ふ地方の自主財源を確保させることであり、このことがすべての施策の先決条件であらねばなりません。これなくして、単なる機構いじりや国家権力による押しつけだけでは、問題の解決にはなりませんし、時代の進展に伴う広域行政の要請に、かえつて逆行する結果を生むことは、火を見るよりも明らかでございます。このことは、政府がこれまで推進してきました広域行政のあとをたどつてみれば明らかになつております。

国土総合開発法により、全国ブロックに、北海道、東北、北陸、中国、四

国、九州と、それぞれ開発法が制定され、これに首都圈整備法、近くは近畿圏整備法案がもくろまれておりますが、この法に基づく計画の実施の結果は、ほとんどが十分に実の結べない計画倒れになっておる感がありますし、今後の問題である新産業都市の建設、低開発の促進等の一連の地域開発についても、この轍を踏むことが危惧されております。しかも、現在の現状であります。しかし、開発そのものの重点が産業基盤にて、開発そのものの重点が産業基盤に集中され、住民福祉は第二義的なもの

は

に追い込まれつゝあることは見のがすことのできない問題点でございます。

かかる政府の方針のもとで決定づけられるこの連絡会議の行方について

は、地方自治を守る立場から、われわれは大きな懸念を持つておるのであり

ます。この連絡会議の背景をなし、そ

の

の動向を方向づけるところの政府の広

域行政を推進するにあたつての國の地

方団体に対するあり方と地方自治のあり方について、特に道州制的構想に対

する

する国民の懸念について、池田総理はどんな考え方を持っておられますか、明らかにしていただきたいと思います。

第三には、今回臨時行政調査会の第二専門部会が中間報告として発表いたしました、いわゆる地方構想についてであります。全国を九つのブロックに分けて、それぞれ地方庁と称する国

最後に、広域行政を推進するにあたつて起こり得る府県合併についてであります。最近、大阪・和歌山・奈良と、愛知・岐阜・三重の二つの地域に分けて、それぞれ地方庁と称する国

社会・経済の発展に伴いまして、地方の広域行政につきまして、関係団体あるいはまた関係政府機関が一堂に会しまして、いろいろ組織的に恒久的に協議体制を持つといることは、現状か

づけするといふことが妥当と考える次

大臣である川島國務大臣は、どうお考

えになつておられますか。また、地方行政を直接担当する篠田自治大臣は、

今度の連絡会議が、あくまでも中央集

権から地方自治を守るためのこのよう

な構想に対する防波堤として考えてお

られるのかどうか、その点を明確に承

りたいと思います。

かりに合併させる場合にも、法的手段

としては、個々の府県についての特例

法によるべきであるか、この際、地方

公共団体のすべてに通ずる一般法を制

定する必要があるとお考えになつてお

りますか、この点を明らかにしていた

だときたいと思います。

その他の点につきましては、関係大

臣からお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適当で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

その他の点につきましては、関係大

臣からお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適当で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適當で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適當で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適當で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適當で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

ものは、そういう散発的な協議で満足

な効果をおさめるといふ簡単なもので

はなくなつてきております。そこで、

恒常的にまた組織的に連絡協議を行な

わせる、そういう必要が生まれて参つ

たのでございまして、これを法律で裏

づけするといふことが妥当と考える次

合併の仕方についても、多くの問題点

はあってはならない、地方自治を確保

が必ず起つて参ります。かりに合併

して相談し合うということは、適當で

あると考えておられます。ま

た、国と地方との行政の再配分、これ

は地方制度調査会に諮問しております

が、国と地方との事務の再配分と今回

のこの法案とは、関係はないわけでございます。

○國務大臣(篠田弘作君) お答えいた

だときたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 占部先生の

第一の御質問は、この程度のものなら

ば法律で規定する必要はないじやない

か、こういう御質問でございます。も

ちろん御せのとおり、今日でも、必要

があれば、関係府県あるいは国の出先

の庁におきまして協議をし、あるいは

また意見の交換なりいろいろやつてお

ります。しかし、今日の広域行政とい

その次に、中央集権的になるのではないかというお話をございますが、これは、法律の趣旨もありますように、各地方公共団体が主体となりまして、それに国の出先機関を加えて協議をするのでございますから、国の出先機関が主体とはなつておりませんの御指摘のような中央集権的なものとは全然違う、きわめて民主的な協議連絡機関であるということを申し上げたいのであります。

それから住民の福祉を忘れて、ただ産業基盤だけをやつておるのじゃないか、そういうふうなお尋ねでございましたが、これは、今申し上げましたように、広域行政がだんだん必要となつて参ります。そうして、この広域行政といふものは住民の福祉のための広域行政でございまして、言いかえれば地域の要求によって生まれてくるのでござりますから、産業基盤だけに中心を置いておるものではございません。また、産業基盤を確立するということが一方におきまして地域住民の福祉を増進するという結果になると考えるのであります。

それから、府県の統合につきましては、しばしば新聞等において報道せられておるところでございまして、私た

ちは、現在の府県制度というものをしておらず、これが理想的な姿であるといふには考えておりませんが、これで、府県の統合については、趣旨としては賛成をいたしておりますのでございま

す。しかしながら、占部先生も御指摘のように、これは地域の住民の意思を最も尊重すべき問題でございまして、地域住民が反対するにもかかわらず国連の権力で上からそういうことを押しつけるなどということは、毛頭考えておりません。したがいまして、そういう機運が高まって参りましたならば、憲法に規定せられておりますいわゆる国民投票といふものによりまして、その結果が高まつて参りましたならば、憲法に規定せられておりますいわゆる国連がお倒れになりまして、たゞへん心

大臣。

〔國務大臣篠田弘作君登壇、拍手〕
○國務大臣(篠田弘作君) ただいま私は答弁中に、質問者である占部秀男先生がお倒れになりましたが、日程第一の議事を終続いたします。篠田自治

なうといふものであります。私は、地方自治の本来から見まして、まさに好ましくない構想である。も

し、そうであるならば、私は反対をするつもりでございます。(拍手)

〔國務大臣川島正次郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(川島正次郎君) 一日も早く御静養、御全快になることを、心からお祈り申し上げます。
(拍手)
先ほど占部先生から四点についてお聞きいたしましたが、三點まで御質問がございましたが、三點までできるならば、それは当然府県の統合といふものは行なわれる。こうじょうふうに私は現在考えております。

それから、臨時行政調査会が、國の出先機関を集めまして何か地方庁といふようなものでもある構想があるかとお尋ねでござりますが……

残りの一点は、臨時行政調査会において地方庁の構想を持つておるのではあるまいことになれば中央集権的になるわけであるが、自治大臣の考へはどうかというお話をございました。地方庁の構想であるか、あるいは通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。(拍手)

○謹長(重宗雄三君) これにて質疑のうとする案であるかは、現在新聞紙上

○謹長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。
質疑者が事故のため退席されましたことは御同情いたしませんが、日程第一の議事を終続いたします。篠田自治

のよろづやの本來から見まして、まさに好ましくない構想である。

し、そうであるならば、私は反対をするつもりでございます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕
○審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載

○謹長(重宗雄三君) 日程第一、砂防法の一部を改正する法律案(稻浦鹿藏君外一名発議)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事武内五郎君。

ば、地方自治の本來から見まして、まさに好ましくない構想である。も

し、そうであるならば、私は反対をするつもりでございます。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕
○審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載

○謹長(重宗雄三君) 昭和三十八年三月二十八日
右の議案を発議する。
昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十八年三月二十八日
砂防法の一部を改正する法律案

第一章中第三条の次に次の二条を加える。

第三条ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠墻又ヘ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三条ノ二の規定は、昭和三十八年二月一日以後に発生した災害に關し適用す。

(治水特別会計法の一部改正)

2 法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「砂防設備」の下に「(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。)」を加え、「同条」を「法第二条」に改める。

第四条第一項第一号中「砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十

四条第二項」を「砂防法第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む。)」に改める。

〔武内五郎君登壇、拍手〕

○武内五郎君 ただいま議題となりました砂防法の一部を改正する法律案について、建設委員会における善議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、当委員会の委員全員の賛成を得て、自由民主党猪瀬藏君、日本社会党中央一君の共同発議として、去る三月二十八日提案にかかるものであります。

まず、本案の趣旨について申し上げます。

社会党田中一君の共同発議として、去る三月二十八日提案にかかるものであります。

この法律は、公害の現状よりいたしまして、治水の完璧を期するために河川の改修事業と相待つて、上流地域における土砂等の崩壊流出を防止

する砂防事業が必要であります。が、灾害の発生により砂防設備の必要を生じた場合の砂防工事の施行について

は、いさざか適切を欠いているという

のであります。すなわち、砂防指定地内にある治水上砂防の効用を有する天

然の河岸が、災害を受けた場合の復旧

事業の実情について、当該天然の河岸は河川として維持管理されているため、

その復旧工事は、通常、公共土木施設法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

第三十二条の二 通商産業局長は、

災害復旧事業費国庫負担法上の河川災害復旧事業として施行することはできましても、砂防災害復旧事業として施

行することはできないのです。

したがいまして、砂防指定地内にある天然の河岸が、災害を受けて著しく決壊または埋没し、治水上砂防のため復旧を必要とする場合においては、砂防設備に準ずるものとし、砂防災害復旧事業として砂防工事を施行しようとするのが、おもなる内容であります。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、採石

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

採石法の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年三月二十五日

内閣總理大臣 池田 勇人

採石法の一部を改正する法律案

採石法の一部を改正する法律案

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま

す。よって本案は可決せられました。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(公益の保護)

第三十二条の二 通商産業局長は、

岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破碎又は廢石のたい積

により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する

と認めるときは、採石業者に対し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基づき公害防止の方法の認可を受けた者は、その公害防止の方法を変更しようとするときは、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による命令を受けた者は、当該採取場において採石業を行なうには、同項の認可を受けた公害防止の方法(前項の規定により変更の認可を受けたとき)に従わなければならない。

4 通商産業局長は、第一項の規定による命令をした場合において、

河川として維持管理されているため、その復旧工事は、通常、公共土木施設法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

同項に規定する要件に該当する事実がなくなつたと認めるときは、その命令を取り消さなければならぬ。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

通商産業局長は、前条第一項に規定する要件に該当する事実があると認める場合において、特に必要があるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講すべきことを命ずることができることを定めることとする。

第三十三条第四項を同条第五項として、同条第三項を同条第四項として、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書きを加え、同項を同条第三項とする。

ただし、急迫の危険があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業局長は、前項に規定する場合において、同項の規定による命令をもつてしては、その目的を達することが著しく困難であると認めるときは、採石業者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第三十三条の次に次の二条を加える。

2 この法律の施行前に採石業に着手した採石業者の通商産業局長に対する届出については、改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一点は、現行法では、採石業に着手したとき、その旨を事後に届け出ればよかつたのでございますが、公害の未然防止に資するため、改正後は、事

業に着手する前に、採石の方法も加えて、事前に届け出ることとしたこ

とであります。

第三十三条の二 都道府県知事は、第三十二条の二第一項に規定する要件に該当する事実があると認めるとときは、通商産業局長に対し、その事実を示して、必要な措置をとるべきことを求めることができます。

2 通商産業局長は、前項の規定による請求があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第三十二条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

4 砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

2 通商産業局長は、前項の規定による請求があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第三十二条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

第三十三条左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の二第三項の規定

第四十三条を次のように改める。

○赤間文三君 誰だいま議題となりました採石法の一部を改正する法律案に入りました。商工委員会における審査につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

一 第三十二条の二第三項の規定

第九条第二項中「第三十三条第二項から第四項まで」を「第三十三条第三項本文、第四項及び第五項」に改め、同条第三項を同条第四項として、同条第二項に規定する措置をとらなければならぬ。

○赤間文三君 登壇、拍手

第三点は、都道府県知事が、公害発生の事実がありと認めましたときは、公害防止のための措置命令をするよう命ぜました。商工委員会における審査につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

午前十一時三十九分休憩

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律案は、最近、岩石を採取することによりまして、種々の公害が起つておりますので、この公害を極力防止するために、採石業者に対する監督規定を今までより一層強化整備する必要から、現行法を次のように改正しようとするものであります。

この法律案は、最近、岩石を採取することによりまして、種々の公害が起つておりますので、この公害を極力防止するために、採石業者に対する監督規定を今までより一層強化整備する必要から、現行法を次のように改正しようとするものであります。

○議長（重宗雄三君） 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

めの諸規定に關しまして、一般公衆、採石業者及び労働者の利害の調整をめぐり、政府の運用と指導方針をただすなど、活発な論議がかわされたのです。ざいますするが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了しまして、討論に入りましたところ、別に発言なく、直ちに採決いたしました結果、本法律案は全会一致をもつて政府原案どおり可決すべきものと決定をいたした次第です。

以上御報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（重宗雄三君） 過半數と認めます。よって本案は可決せられました。

これにて休憩いたします。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

文教委員長 北畠 教貢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、埼玉大学に工学部を、東京芸術大学ほか三国立大学に大学院を、群馬大学及び京都大

学に大学附置の研究所を、国立高等専門学校十七校をそれぞれ新設することとし、あわせて国立大学の内部組織に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため昭和三十八年度予算に約二十五億七千万円が計上されている。

審査報告書

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

商工委員長 赤間 文三

参議院議長重宗雄三殿
商工委員長 赤間 文三

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者の共同化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行ならず都道府県に対する国の助成の方法を補助金の交付から貸付金の貸付けに改めるとともに、中小企業の近代化促進のため、中小企業者との企業の合併に伴う施設に必要な資金等を追加する等所要の事項を定めようとするものであつて、適当な措置と認められる。

本法律案は、中小企業近代化計画を策定し、かつ、その円滑な実施を図るための措置を講ずる等について所要の事項を定めようとす

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び専従者控除額の引上げによりそ

度一般会計予算に三千二百四十二万九千円が計上されている。

本法施行のため、昭和三十八年度一般会計予算に六十四億五千四百九万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり、中小企業近代化促進法第三条による政令指

定業種は、中小企業業種別振興臨時措置法でこれまでに指定を受け改善

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の近代化を促進するため、中小企業近代化計

画を策定し、かつ、その円滑な実施を図るための措置を講ずる等について所要の事項を定めようとす

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における租税負

担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及

び専従者控除額の引上げによりそ

度一般会計予算に三千二百四十二

万九千円が計上されている。

本法施行のため、昭和三十八年度一般会計予算に六十四億五千四

附帯決議

政府は本法の施行に当たり、中小企

業近代化促進法第三条による政令指

定業種は、中小企業業種別振興臨時

措置法でこれまでに指定を受け改善

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業

活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

し、これに代えて少額預金等の利

子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認め

附帯決議

本法施行に伴う租税減収見込額

は、平年度約三十億円である。

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿
大蔵委員長 佐野 廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図

るはが国民財蓄組合制度を廃止

</div

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、社会資本の急速な充実に資するため、特定公共事業に係る譲渡所得の免税制度の新設、自由化に伴う産業体制の整備に資するため、事業用資産の買換えに係る課税の特例の拡充、中小企業者等の合併等に伴う課税の軽減、中小企業用機械の削増償却制度の新設等を行なうとともに、貯蓄の奨励及び資本蓄積の促進等に資するため、利子所得及び配当所得の源泉徴収税率の引下げ及び適用期限の延長等を行なおうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

官報(号外)

二、費用

本法施行による租税減収見込額は、平年度約六百四億円である。

審査報告書

中小企業高度化資金金融通特別会計法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業近代化資金助成法の規定により、中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に對しての国の貸付けに関する経理を明確にするため、特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際航空の競争激化に伴い、日本航空株式会社の業務の遂行体制を強化することも

に、近く予想される日本航空整備化資金の貸付事業を行なう都道府県に對しての国の貸付けに関する経理を明確にするため、特別会員十五名を十八名にしようとするものであつて、妥当な措置と認め

二、費用

昭和三十八年度中小企業高度化資金金融特別会計予算として、一般会計からの受入れ二十三億百万円が歳入に、また高度化資金貸付

けに必要な経費二十三億百万円が歳出に計上されている。

電波法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海運企業の現状及び最近における無線機器の性能の向上等にかんがみ、一定の船舶の船舶無線電信局の運用義務時間等を短縮しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十八年度において約四十四億円の増収が見込まれている。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

審査報告書

昭和三十八年三月三十日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済状勢の変化に対応するため、関税率について所要の改正を行なうとともに、外国の緊急関税の発動に対する措置をとることができる制度及び電力業等の用に供される重油に係る関税の特別還付制度を新たに設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外貨公債の発行に關する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

外貨公債の発行に關する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として外貨債を発行することができるところとし、利子等の非課税その他所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。</p> <p>二、費用</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しない。</p>
<p>審査報告書</p> <p>地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に関する承認を求めるの件</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添え、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>別委員長 堀 未治 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>審査報告書</p> <p>船舶職員法の一部を改正する法律案</p> <p>右多數をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>運輸委員長 金丸 富夫 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>要領書</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十八年度特別会計予算総則に、同年度の発行限度額として二百十六億円が定められている。</p>
<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>社会労働委員長 加瀬 完 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>文部省設置法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>内閣委員長 村山 道雄 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>要領書</p> <p>本法律案は、国民健康保険の給付内容の向上をはかるとともに、各種医療保険における療養の給付期間の延長等を行なうものであつて妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙のとおり附帯決議を付した。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>内閣委員長 村山 道雄 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>要領書</p> <p>本法律案は、國立青年の家の増設に伴い、その設置規定を整備することともに、管理局の所掌事務にに関する規定を整備し、文部省職員</p>
<p>附帯決議</p> <p>督体制の整備強化を図るために要定員を国際水準並みに軽減する等の措置を講じたもので妥当な措置と認める。</p> <p>一、政府は、今回の改正法律の地方自治体に於ける実施状況を勘案し、必要ある場合にはさらに財政調整交付金の増額をすること。</p> <p>二、政府は、世帯主の七割給付の完全実施を急ぐとともに、その家族についても可及的すみやかに七割給付を実施すること。</p> <p>三、政府は、国民皆保険の実情にかんがみ、無医地域解消の為、一段と努力すること。</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十八年三月三十日</p> <p>内閣委員長 村山 道雄 参議院議長重宗雄三殿</p>
<p>要領書</p> <p>本法施行のため必要な経費として十二億二千百万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。</p> <p>一、政府は、今回の改正法律の地方自治体に於ける実施状況を勘案し、必要ある場合にはさらに財政調整交付金の増額をすること。</p> <p>二、費用</p> <p>特に費用を要しない。</p>

の機構等を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い必要な経費として、五億六千五十三万円が、昭和三十八年度予算に計上されてい

る。

審査報告書

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立療養所に心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練に従事する者の養成所を、国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員の養成所を、それぞれ附置することができることとするとともに、医務出張所の名称を地

方医務局に改め、厚生省の定員を四百三十九人増員して五万八十九人とし、国立光明寮を北海道函館市に設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い必要な経費として、約九千四百八十九万九千円が昭和三十八年度予算に計上されてい

る。

参議院会議録第十九号中正誤

正一 から三 形式	正
一段 行 誤	